

最判昭41.4.20

債務者が、自己の負担する債務について時効が完成したのちに、債権者に対し債務の承認をした以上、時効完成の事実を知らなかつたときでも、爾後その債務についてその完成した消滅時効の援用をすることは許されないものと解するのが相当である。けだし、時効の完成後、債務者が債務の承認をすることは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、相手方においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考えらるうから、その後においては債務者に時効の援用を認めないものと解するのが、信義則に照らし、相当であるからである。また、かく解しても、永続した社会秩序の維持を目的とする時効制度の存在理由に反するものでもない。

最判昭43.6.27

金銭の給付を目的とする国の権利についての消滅時効の中断に関しては、適用すべき他の法律の規定のないときは民法の規定を準用すべきものとする会計法三一条が、国税徴収権について適用あることはいうまでもない。されば、その徴収につき旧国税徴収法（明治三〇年法律第二一号）の適用される本件において、徴税機関が未納税額につき納付を催告し、その後六箇月内に差押等の手段をとつたときは、民法一五三条の準用により、時効の中断を認めざるをえない。旧国税徴収法が未納税額の納付催告の方法として特に督促を設け、これを民法一五三条の規定にかかわらず時効中断の効力を生ずるものと規定したこと（同法九条一二項）から、かかる特則の存する以上、催告による国税徴収権の時効の中断は、右督促の手續によるもの以外には認められず、民法一五三条の準用の余地はないものとする原判決の見解は是認できない。

大阪地判昭43.12.25

地方税法第二二条の立法趣旨は、地方税に関する調査の事務に従事している者が、事務に関して知りえた私人の秘密をその意に反して第三者に知らせることは、地方税法により、税の賦課徴収に必要な限度で私人に課せられた調査受忍義務の限度を越え、私人に対する違法な侵害となるので、これを防止することにあると考えられる。ところで、公営住宅法第二三条の二は、割増賃料制度を適正に実施運用するにあつては入居者の収入を的確に把握する必要があるので、入居者に対しては事業主体の求めに応じて報告をなすべき義務を課し、官公署に対しては、入居者が報告しない場合や報告の内容を確認する必要がある場合のあることを考慮して、特段の公益上の理由がない限り事業主体の行う入居者の収入調査に協力すべきことを定めたものと解せられる。事業者が、公営住宅入居者の収入を確定するにあたり、必要な限度で市町村民税の課税台帳を閲覧することは入居者の収入を確知する上で確実、有効な方法であり、入居者は、割増賃料を徴収されるほか、右閲覧によつて特別の不利益を蒙るとは考えられないので、市町村長が事業主体に課税台帳を閲覧させる行為は公営住宅法第二三条の二に基づく適法な行為であり、地方税法第二二条にいわゆる「事務に関して知り得た秘密をもらし、又は窃用した場合、」に該当しないとい

うべきである。

最判昭46.11.30

国家賠償法に基づく普通地方公共団体に対する損害賠償請求権は私法上の金銭債権であって、公法上の金銭債権でなく、したがって、その消滅時効については、『法律に特別の定めがある場合』として民法第145条の規定が適用され、当事者が時効を援用しない以上、時効による消滅の判断をすることができないものと解すべきである。

かつては、自治法236条2項に規定する「法律に特別の定めがある場合」には、民法145条は含まれず、したがって、時効の援用及び放棄に関しては、公法上の金銭債権のみならず、私法上の金銭債権にも同条同項が適用されるとの取扱いであった（昭和38年12月19日自治庁行発93号）。しかし、自治省は、上記最高裁判決の趣旨に則り、従来の見解を変更した（昭和47年6月19日自治行46号）。

最判昭52.12.19

国家公務員法一〇〇条一項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうと解すべきところ、原判決の認定事実によれば、本件「営業庶業等所得標準率表」及び「所得業種目別効率表」は、いずれも本件当時いまだ一般に了知されてはならず、これを公表すると、青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿されるべきものであるというのであつて、これらが同条項にいわゆる「秘密」にあたることとした原判決の判断は正当である。

最判昭59.5.31

普通地方公共団体の申立に基づいて発せられた支払命令に対し債務者から適法な異議の申立があり、民訴法四四二条一項の規定により右支払命令申立の時に訴えの提起があつたものとみなされる場合においても、地方自治法九六条一項一號の規定により訴えの提起に必要とされる議会の議決を経なければならないものと解するのが相当である。右と同趣旨の見解のもとに、本件訴えは上告人市の議会の議決を欠き不適法であるとした原審の判断は正当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は、ひっきよう、独自の見解に基づいて原判決を論難するものであつて、採用することができない。

最判昭59.12.13

公営住宅の使用関係には、公の営造物の利用関係として公法的な一面があることは否定しえないところであつて、入居者の募集は公募の方法によるべきこと（法一六条）、入居者は一定の条件を具備した者でなければならないこと（法一七条）、事業主体の長は入居者を一定の基準に従い公正な方法で選考すべきこと（法一八条）などが定められており、また、特定の者が公営住宅に入居するためには、事業主体の長から使用許可を受けなければ

ばならない旨定められているのであるが（条例三条）、他方、入居者が右使用許可を受けて事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、前示のような法及び条例による規制はあっても、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはなく、このことは、法が賃貸（一条、二条）、家賃（一条、二条、一二条、一三条、一四條）等私法上の賃貸借関係に通常用いられる用語を使用して公営住宅の使用関係を律していることから明らかであるといわなければならない。したがって、公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があるものと解すべきである。

名古屋地判昭59.12.26

行政処分的性質を付与する特段の法的制限が加えられていない限り、原則として、私法上の贈与に類するものであり、補助金決定は私法上の申込みに対する承諾と同視し得るから、行政処分に該当しないものと解するのが相当である。

東京高判平7.7.19

税務職員の守秘義務は、税務職員が税務調査等の税務事務に関して知り得た納税者自身や取引先等の第三者の秘密を保護するというにとどまらず、そうした秘密を保護することにより、納税者が税務当局に対して事業内容や収支の状況を自主的に開示・申告しても、また、税務調査等に納税者や取引先等の第三者が協力しても、税務職員によってこれが公開されないことを保障して、税務調査等の税務事務への信頼や協力を確保し、納税者の第三者の真実の開示を担保して、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保することを目的とする。

一般の民事訴訟の当事者に対する反面調査の内容を、当該訴訟において税務職員に尋問することは、反面調査の被調査者が守秘義務により保護されるべき利益を放棄しているとしても、①申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保する必要から、税務調査の方法やその範囲についての秘密を守る必要があることは明らかであること、②反面調査の被調査者が、将来、当人が当事者である訴訟において相手方から調査に関する証人尋問について承諾するか否かを迫られる可能性があるということになると、一般国民に反面調査への協力を躊躇させる結果となるおそれもあることを考慮すると、課税庁が守秘義務を理由に調査担当者の証言を許可しなかったことは違法であるということとはできない。

東京高判平9.6.18

税務職員の守秘義務は、税務職員が税務調査等の税務事務に関して知り得た納税者自身や取引先等の第三者の秘密を保護するというにとどまらず、そのような秘密を保護することにより、納税者が税務当局に対して事業内容や収支の状況を自主的に開示・申告しても、また、税務調査等に納税者や取引先等の第三者が協力しても、税務職員によってこれが公開されないことを保障して、税務調査等の税務事務への信頼や協力を確保し、納税

者や第三者の真実の開示を担保して、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保することを目的とするものである。右のように、税務職員に課された守秘義務は、職務上知り得た秘密をみだりに他人に漏らしたり、自己又は他人の利益のために流用するなど、守秘義務を免除すべき正当な理由がある場合には免除されるものと解するのが相当である。これを本件についてみると、別件国家賠償請求訴訟は、民事訴訟とはいえ、課税処分等の違法性の有無等を実質的な争点とする訴訟であって、同訴訟の被告国の指定代理人である国税訟務官らは、課税処分等の適法性の立証等のために本件調査を行い、これによって得た資料を、課税処分等の適法性の立証等のために書証として提出したものである。すなわち、別件国家賠償請求訴訟の被告国の指定代理人らは、税務調査の結果を、当該調査の本来の目的に沿って、国家財産の保護という公益に資するために必要な限度において開示したものにほかならないから、守秘義務を免除すべき正当な理由があるというべきであって、右の指定代理人らが本件調査によって得た資料を別件国家賠償請求訴訟において書証として提出する行為は、国家公務員法一〇〇条一項、所得税法二四三条（注：現行の国税通則法126条で、同条は地方税法22条と同一内容を規定している。）が規定する守秘義務に反するものではなく、何ら違法はない。

大阪高判平10.1.29

国家公務員法は、国家公務員一般に対し守秘義務を課し（同法一〇〇条）、これに違反した者を一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処する旨定めているが（同法一〇九条）、法人税法は、更に税務職員の守秘義務を規定し、これに違反した者を二年以下の懲役または三万円以下の罰金に処する旨規定して（同法一六三条）、税務職員に対し、より重い守秘義務を課しているが、これは、税務職員がその職務の性質から納税者やその関係者である第三者の財産上、一身上の秘密に広く接する立場にあることから、これらの者の秘密を保護するとともに、右秘密が公開されないことを保障することにより、国民一般の税務事務に対する信頼や協力を確保し、もって、申告納税制度の下における租税行政の適正な執行を確保するためであって、納税者等の秘密に関する税務職員の守秘義務は、法律において個別具体的にこれを開示することを許容した規定（例えば恩給法五八条の四第三項、生活保護法二九条、児童扶養手当法三〇条等）がない限り、解除されることはないものと解するのが相当である。

大阪地判平13.3.8

地方税法22条は、地方税に関する調査に関する事務に従事する者が、その職務を遂行する過程において、納税義務者の行う申告・報告や質問検査権の行使によって納税義務者等の私人の秘密を知ることが、適正な地方税の賦課徴収のために必要でやむを得ないことであるが、地方税の賦課徴収に必要な限度を越え、私人の秘密が漏示されることはプライバシーの権利を侵害することとなるため、このような基本的人権の侵害を未然に防止することを目的として規定されたものと解される。このような規定の趣旨に照らすと、同条にいう「秘密」とは、地方税に関する調査に関する事務に従事する者が、地方税に関する調

査事務の過程で知り得た私人の情報のうち、いわゆる実質秘、すなわち一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるものをいうと解するのが相当である。被告は、同条の趣旨が税務行政の円滑適正な執行を確保し、徴税システム全体を保護することにもあると主張するが、同条の趣旨は前示のとおりであって、被告の主張は採用することができない。したがって、被告主張のような行政上の必要のために秘密を保つことが要求される情報は、同条にいう秘密に該当するとはいえない。

最決平15.10.10

大阪高判昭44.9.29は、「地方公共団体の公の施設ないし公営事業は、公法的色彩を帯びる法規に服するけれども、その使用料ないし料金は、必ずしも常に公法上の性質を有するとは限らず、ことに地方公共団体の水道事業の経営は、公共の福祉の増進を本来の目的としているが、他面、企業の経済性発揮の原則を維持し、独立採算制を建前としてその運営経費は事業収入に依存するものとし（地方公営企業法3条、17条の2第1項参照）、水道水の供給とその料金の支払とは相互的対価関係に立つものであり、その限りにおいて私法上の双務契約と性質を異にするものではなく、また水道法15条1項は『水道事業者は需用者から給水契約の申込をうけたときは・・・・・・』と規定して、水道事業者と需用者の関係が対等の立場に立つ契約関係をあらわす文言を使用していることなどから考えると、地方公共団体の水道事業における水道水の供給による水道料金債権は、その性質が私法上の債権であって民法の適用をうけるものと解すべきである。」と判断した。

近年、東京高裁平13.5.22がこれと同様の判断を示したうえ、水道供給契約によって供給される水は、民法173条の「生産者、卸売商人及び小売商人が売却した産物又は商品に含まれるものというべきであるから、結局、本件水道料金債権についての消滅時効期間は、民法173条所定の2年間と解すべきこととなると判示したところ、水道事業者は、最高裁に上告受理の申立をしたが、最高裁は上告を受理せず（最決平15.10.10）、上記東京高裁が確定した。

最判平16.4.23

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。

最判平17.11.21

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである。

以上と同旨の見解に基づき、本件の診療費等の債権のうち、その履行期から本件訴え提

起時までには3年を経過したものについて、時効により消滅したとする原審の判断は、正当として是認することができる。

奈良地裁平19.3.22

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないというべきである（最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁）。しかし、債権については、地方自治法施行令171条の6第1項によれば、地方公共団体の長は、①債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき（1号）、②債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき（2号）、③その他一定の事由がある場合（3号から5号まで）においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができ、この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げないとされている。また、同施行令171条の3によれば、地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならないが、同施行令171条の6第1項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りではないとされている。したがって、上記法定の事由がある場合においては、履行期限を延長する特約をすることが許されるし、また、履行期限の繰上げ及びこれを前提とする履行の請求等をしなかったとしても、違法なものということとはできない。

（省略）

被告知事らは、本件については、地方自治法施行令171条の2ただし書の「その他特別の事情があると認める場合」、171条の3ただし書の「その他特に支障があると認める場合」に該当する事由があるとして、①本件各貸付けに高度の政策性・公益性があること、②同施行令171条の2、3の措置をとった場合には、被告組合の経営改善意欲が低下するおそれがあること、③被告組合が操業停止に陥った場合、臭気公害が再発したり、奈良県内の食肉処理が滞るなどの弊害が生じるおそれがあることなどを指摘する。しかしながら、①被告らの主張する政策性・公益性は、主として貸付けを実施すること自体及びその対象選定や条件設定において考慮されるものであって、それらの局面においては、それぞれの根拠規定ないし制度目的に応じた裁量的判断が許されるとしても、貸付けとしていったん設定された条件について後にこれを変更するなどの債権の管理に関する事項については、前記のとおり法定されているのであって、それにもかかわらず、貸付目的の政策性・公益性を理由に履行期限の繰上げや強制執行等を行わないことを認めるとすれば、貸付けと補助金との区別を不明確にするのみならず、法令上、強制執行が功を奏しないと認められる場合に限り徴収停止の措置をとることができ（地方自治法施行令171条の5）、また、債務者が無資力又はこれに近い状態にあること（同施行令171条の6第1項1号）を理由に履行期限を延長した場合に限り、議会の議決を得ることなく債権を免除できる（地方自治法96条1項10号、同施行令171条の7第3項）ものとされている

ことを無意味にしてしまう点でも相当でない。さらに、② 正常な債権回収が到底期待できない状況にありながら、なお、被告組合の経営改善努力を考慮して、履行期限の繰上げや強制執行等を行わないのは失当であるし、③ 前記認定のP12センターの状況や化製業の構造不況の実態等の事情を踏まえれば、仮に被告組合が操業停止に陥ったとしても、直ちに被告知事らが指摘するような弊害が生じる具体的なおそれがあるとは認められない。したがって、上記被告知事らの主張はいずれも採用できない。

広島地判福山支部平20.2.21

福山市の市営住宅にかかる連帯保証人に対する請求につき、「公営住宅が住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉増進を目的としていることから、公営住宅の賃貸借契約に基づく賃料等の滞納があった場合の明渡等請求訴訟の提起に関して、その行政実務において、滞納額とこれについての賃借人の対応の誠実さなどを考慮して慎重に処理すること自体は相当且つ適切な処置であるとしても、そのことによつて滞納賃料等の額が拡大した場合に、その損害の負担を安易に連帯保証人に転嫁することは許されず、明渡等請求訴訟の提起を猶予する等の処置をするに際しては、連帯保証人からの要望があった場合等の特段の事情のない限り、滞納額の増加の状況を連帯保証人に適宜通知して連帯保証人の負担が増えることの了解を求めるなど、連帯保証人に対しても相応の措置を講ずべきものであるということが出来る。」としたうえ、「平成5年12月20日に催告書を送付したのを最後に、平成18年10月11日に至るまで、催告書を全く送付することなく、また、訴外Aの賃料滞納の状況についても一切知らせずに放置していたものであり、原告には内部的な事務引継上の過失又は怠慢が存在するにもかかわらず、その責任を棚上げにする一方、民法上、連帯保証における責任範囲に限定のないことや、連帯債務における請求に絶対効が認められることなどから、被告に対する請求権が形骸的に存続していることを奇貨として、敢えて本件訴訟提起に及んでいるものであり、本件請求における請求額に対する被告の連帯保証人としての責任範囲等を検討するまでもなく、本件請求は権利の濫用として許されないものというべきである。」として福山市の上記連帯保証人に対する請求を棄却した。

最判平21.4.28

地方公共団体が有する債権の管理について定める法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない（最高裁平成12年（行ヒ）第246号同16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照）。・・・被上告人らによる不法行為の成立を認定するに足る証拠資料の有無等につき本件訴訟に提出された証拠の内容、別件審決の存在・内容等を具体的に検討することなく、かつ、前記のような理由のほか不法行為に基づく損害賠償請求権の不行使を正当とするような事情が存在することについて首肯すべき説示をすることなく、同請求権の不行使が違法な怠る事実にあたらないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

大阪高裁平21.12.17

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、同施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はなく、地方公共団体の長は、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制執行の手續等をしなければならない（同施行令171条の2第1号及び2号）、例外的に同施行令171条の5の措置（徴収停止）をとる場合又は171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他「特別の事情」があると認める場合は、この限りでないものとされている（171条の2ただし書）。上記法の趣旨、規定ぶりからも、上記「特別の事情」は、財務会計上の考慮に基づき、直ちに強制執行の手續等をとることが得策ではないような極めて例外的な場合を指すと解さざるを得ない。これとは別に政策的・公益的な観点をも判断要素として考慮することは法の趣旨を超えるものであって、原則として許されないと解すべきである。この点は、原判決が説示するとおりである。

東京地判平22.9.16

弁護士法23条の2に基づく照会制度の趣旨によれば、照会を受けた相手方は、自己の職務の執行に支障のある場合、または照会に応じて報告することのもつ公共的利益にも勝り保護しなければならない法益が他に存在するような場合を除き、原則としてこれを拒否することはできない。照会に対する回答拒否が申立てをした弁護士の依頼者の権利ないし法的利益を侵害する場合には、依頼者に対する不法行為責任を生じ得る。

大津地裁平23.3.24

地方公共団体が有する債権の管理について定める法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定に照らすと、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長には、その行使又は不行使についての裁量権はないと解すべきである。すなわち、地方自治法施行令は、地方公共団体が有する債権が督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、（1）地方自治法施行令171条の5により債権の取立て等をしない旨の措置をとる場合、（2）地方自治法施行令171条の6により履行期限を延長する場合、（3）その他特別の事情があると認める場合を除き、地方公共団体の長は、担保権の実行、保証人に対する履行の請求又は強制執行の手續をとらなければならないと定めている（地方自治法施行令171条の2）。そして、これらの場合のうち、（1）の債権の取立て等をしない旨の措置をとることができる場合とは、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、①法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき、②債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき、又

は、③債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるときのいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときに限定されている（地方自治法施行令171条の5）。また、(3)のその他特別の事情があると認める場合については、具体的な定めが設けられていないが、地方自治法施行令171条の5が規定する場合が、いずれも取立費用が債権の回収見込額を上回ると認められるときであることを考慮すると、その他特別の事情があると認める場合とは、債務者が無資力であるため債権の回収が極めて困難と認められる場合など、地方自治法施行令171条の5が規定する場合に類する事情が存在すると認められる場合に限られると解するのが相当である。このように、地方公共団体の長は、債権の回収が不可能か又は極めて困難である場合などを除き、地方公共団体が有する債権の行使又は不行使についての裁量権を有しないというべきである。上記のとおり、本件土地1、2及び4については、不法占有の事実が認められ、甲良町に賃料相当額の損害賠償請求権が発生しているのに、甲良町の長であったAは、各債務者について、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるべき事情も特に窺われない状況の下、平成17年11月9日まで上記損害賠償請求権を行使しなかったものであり、このようなAの行為は、財産の管理を違法に怠る事実にあたるというべきである（被告は、本件土地2について、私下合意が成立した後に、県との協議等いわば行政側の事情により私下処理が完了していない状態で、占有対価を求めて訴訟を提起することは、不合理であり適切でもない等と主張するが、被告主張の事情は、債務者について、賃料相当額の損害賠償債務を履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるべき事情にあたるとはいえない。）。

最判平24.4.20／最高裁判所裁判集民事240号185頁

地方自治法96条1項10号が普通地方公共団体の議会の議決事項として権利の放棄を規定している趣旨は、その議会による慎重な審議を経ることにより執行機関による専断を排除することにあるものと解されるところ、普通地方公共団体による債権の放棄は、条例による場合を除いては、同法149条6号所定の財産の処分としてその長の担当事務に含まれるとともに、債権者の一方的な行為のみによって債権を消滅させるという点において債務の免除の法的性質を有するものと解される。したがって、普通地方公共団体による債権の放棄は、条例による場合を除き、その議会が債権の放棄の議決をしただけでは放棄の効力は生ぜず、その効力が生ずるには、その長による執行行為としての放棄の意思表示を要するものというべきである。

最判平24.4.20／最高裁判所民事判例集66巻6号2583頁

地方自治法96条1項10号が普通地方公共団体の議会の議決事項として権利の放棄を規定している趣旨は、その議会による慎重な審議を経ることにより執行機関による専断を排除することにあるものと解されるところ、普通地方公共団体による債権の放棄は、条例による場合を除いては、同法149条6号所定の財産の処分としてその長の担当事務に含まれるとともに、債権者の一方的な行為のみによって債務を消滅させるという点において債務の免除の法的性質を有するものと解されるから、その議会が債権の放棄の議決をした

だけでは放棄の効力は生ぜず、その効力が生ずるには、その長による執行行為としての放棄の意思表示を要するものというべきである。他方、本件改正条例のように、条例による債権の放棄の場合には、条例という法規範それ自体によって債権の処分が決定され、その消滅という効果が生ずるものであるから、その長による公布を経た当該条例の施行により放棄の効力が生ずるものというべきであり、その長による別途の意思表示を要しないものと解される。

平24.7.18東京地裁判決

賃借人は賃料不払を続けながら賃貸建物を明け渡さないという事態が生じた場合、賃貸人には、保証契約の当事者として、保証人の上記支払債務が当該保証契約に即して通常想定されるよりも著しく拡大する事態が生ずることを防止するために、当該保証人との関係で、解除権等の賃貸人としての権利を当該賃貸借の状況に応じた的確に行使すべき信義則上の義務を負うというべきであり、当該賃貸人が当該権利の行使を著しく遅滞したときは、著しい遅滞状態となった時点以降の賃料ないし賃料相当損害金の当該保証人に対する請求は、信義則に反し、権利の濫用として許されないというべきである、保証人に対する約5年分の滞納使用料の請求のうち、3年分を認め、その余の請求を棄却した。

名古屋地判平25.2.8

弁護士法23条の2は、照会を申し出た弁護士やその依頼者の権利または利益の保護を直接の目的とした規定ではないから、被照会者に弁護士法上の報告義務がある場合にこれを怠ったとしても、直ちに不法行為法上違法であることにはならないが、被侵害利益の要保護性、被侵害利益の侵害の程度やその態様、被照会者の負担、報告によって予想される不利益の程度等の事情のいかんによっては、被照会者が、不法行為法上も報告義務を負い、報告をしないことが、当該照会を申し出た弁護士やその依頼者の権利ないし法律上保護される利益を侵害するものとして違法と評価される場合がある。

東京高判平25.4.11

弁護士会照会の主体は弁護士会であり、その相手方は公務所または公私の団体であるから、これに基づく法律関係は弁護士会とその相手方の団体との間に係るものであり、相手方が回答義務を負うとしても当該義務は相手方が弁護士会に対して負う一般公法上の義務であって、同照会の依頼者が法律関係の当事者でなく事実上の利害関係にすぎない等の本件判示の各事実関係のもとにおいては、依頼者が弁護士会と相手方との他人間の法律関係について即時確定を求める利益を有するということはできない。

弁護士会照会を受けた金融機関が、当該照会事項について弁護士会に対して回答すべき義務を負う場合であっても、当該金融機関の判断に故意または過失があるとまではいえない以上、弁護士会照会の権限は弁護士会にのみあって、弁護士およびその依頼者は個々の照会先に対し回答を求める権利を有しないことはもとより、回答を求めることにつき法律上の利益を有していると認めることはできない等の本件判示の各事実関係のもとにおいては、その回答拒絶を理由とする慰謝料を求める請求には理由がない。

名古屋高判平25.7.19

弁護士法23条の2の定める弁護士照会制度における当事者は、照会を行った弁護士会と照会を受けた公務所又は公私の団体（以下「照会先団体」という。）であり、照会先団体が報告義務を負うのは弁護士会に対してであって、弁護士会に当該照会申出をした弁護士に対してではないのであり、同弁護士は、照会先団体が照会に応じて弁護士会に報告をした場合に弁護士会にその内容の開示を請求できるにすぎないのである。

このような弁護士照会制度の構造に照らすと、照会申出をした弁護士は、弁護士法23条の2により弁護士会が運営する公的制度としての弁護士照会制度が実効的に運営されることに重大な利害を有するのであるが、あくまでも同制度の利用者として、同制度の運用による反射的な利益を享受する立場にあるにすぎず、照会先団体に対して報告を請求できる法的な権利を有することはないし、照会先団体が照会申出をした弁護士に対して報告義務を負うようなこともないのである。

そうすると、照会先団体が、弁護士会からの照会に対し、正当な理由がなく報告義務を不履行にした場合であっても、そのことは、当該照会申出をした弁護士との関係で、当該弁護士が有する、法的に許容された範囲で、受任した事件の処理に必要な事実の調査及び証拠の収集を行う法的利益を違法に侵害することにはならないというほかない。

最高裁平28.10.18

23条照会の制度は、弁護士が受任している事件を処理するために必要な事実の調査等をするを容易にするために設けられたものである。そして、23条照会を受けた公務所又は公私の団体は、正当な理由がない限り、照会された事項について報告をすべきものと解されるのであり、23条照会をすることが上記の公務所又は公私の団体の利害に重大な影響を及ぼし得ることなどに鑑み、弁護士法23条の2は、上記制度の適正な運用を図るために、照会権限を弁護士会に付与し、個々の弁護士の申出が上記制度の趣旨に照らして適切であるか否かの判断を当該弁護士会に委ねているものである。そうすると、弁護士会が23条照会の権限を付与されているのは飽くまで制度の適正な運用を図るためにすぎないのであって、23条照会に対する報告を受けることについて弁護士会が法律上保護される利益を有するものとは解されない。

したがって、23条照会に対する報告を拒絶する行為が、23条照会をした弁護士会の法律上保護される利益を侵害するものとして当該弁護士会に対する不法行為を構成することはないというべきである。

（中略）

被上告人（弁護士会）の予備的請求である報告義務確認請求については、更に審理を尽くさせる必要があるから、本件を原審に差し戻すこととする。

以上